

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R5. 7. 28	R5. 8. 8	(1) 令和3年～5年度の3年間において、東京都消費生活センター所有する文書で、中古自動車に関する相談の内容が分かる文書一切。 (2) 中古車販売・買取会社である「株式会社〇〇（本社：東京都〇〇区）」に寄せられた相談の内容が分かる文書一切。	1280		1													<p>(条例第7条第2号) 消費生活相談情報は、相談者の個人情報に記載されており、公にすることにより、相談者個人が特定されてしまう。</p> <p>(条例第7条第3号) 消費生活相談情報は、同名他事業者を完全に排除することはできず、また、消費者からの相談内容について客観的事実か否かを完全に確認することは不可能であるため、事実確認していない当該事業者又は同名他事業者が違法・不当な活動を行っている事実があるとの判断を招き、当該事業者の信用や競争上又は事業運営上の地位が損なわれるなど社会的信用の低下を招くと考えられる。</p> <p>(条例第7条第6号) 消費生活相談情報は公にすることを前提としておらず、公にすることは、相談者との信頼関係を損ない、今後、消費生活センターへの相談をためらうことで、相談者の被害回復の機会を損なうなど、業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。更に、本件情報が公にされることで、特定事業者に関して消費生活相談が寄せられた内容等が明らかとなり、事業者との事実確認や交渉等において、その協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	生活文化スポーツ局消費生活総合センター相談課

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
10	R5. 7. 31	R5. 8. 16	(1)2019年度地域の底力発展事業助成における〇〇町会に関する以下の文書 ① 助成金交付申請書(第1号様式) ② 事業計画書(第2号様式) ③ 収支予算書(第3号様式) ④ 事業の共同実施・連携に係る合意書 兼 委任状 ⑤ 団体の会則又は規約等、役員名簿 ⑥ 団体の前年度の事業報告書及び決算書 ⑦ 実績報告書(第10号様式) ⑧ 決算書 (2)令和2年度地域の底力発展事業助成における〇〇町会に関する以下の文書 ① 助成金交付申請書(第1号様式) ② 事業計画書(第2号様式) ③ 収支予算書(第3号様式) ④ 団体の会則又は規約等、役員名簿 ⑤ 団体の前年度の事業報告書及び決算書	35		1											(7条2号) 特定の個人が識別できる情報であるため (7条3号) 任意団体である当該団体の非公表情報であり、公にすることにより、円滑な運営に支障を及ぼし、社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課	
11	R5. 7. 31	R5. 8. 16	令和2年度地域の底力発展事業助成におかる〇〇町会に関する以下の文書 (1)事業の共同実施・連携に係る合意書 兼 委任状 (2)実績報告書(第10号様式) (3)決算書					1									当該公文書は、実施機関では取得しておらず、存在しないため	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課	
12	R5. 8. 4	R5. 8. 18	・令和4年度「青少年の非行・被害防止全国協調月間」について(依頼) ・令和5年度「青少年の非行・被害防止全国協調月間」について(依頼)	4		1											(条例第7条第6号) 「青少年の非行・被害防止全国協調月間」の依頼文のうち、職員の電話番号、FAX番号、メールアドレスについては、公にすることにより、業務外の電話やメールを多数受けるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課	

令和5年度 公文書開示（8月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R5. 6. 26	R5. 8. 25	生活文化スポーツ局の令和4年度東京都配偶者暴力被害等セーフティネット強化支援交付金に係る以下の団体 ・〇〇〇〇 上記団体の令和4年度東京都配偶者暴力被害等セーフティネット強化支援交付金に係るすべての文書(領収書類含む)。	268		1													(条例第7条第2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (条例第7条第3号) 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) ・公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・公にすることにより、追跡等の犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
14	R5. 6. 26	R5. 8. 25	生活文化スポーツ局の令和4年度東京都配偶者暴力被害等セーフティネット強化支援交付金に係る以下の団体 ・〇〇〇〇 ・〇〇〇〇 上記団体の令和4年度東京都配偶者暴力被害等セーフティネット強化支援交付金に係るすべての文書(領収書類含む)。																当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
15	R5. 8. 21	R5. 8. 30	〇〇〇〇に対する東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金の令和2、3、4年度における交付額の確定通知及びその交付額積算の根拠が分かる資料																当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課